

山県市選挙公営制度（自動車の使用及びポスターの作成の公営）
における不正請求問題調査委員会設置要綱

（目的）

第1条 平成15年4月1日から平成19年3月5日までに執行された山県市議会議員選挙及び山県市長選挙における候補者の「山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成15年 山県市条例第17号）」に基づく山県市長への請求に関する不正について、客観的かつ公正・公平な外部の第三者の立場からの、調査・提言を目的として、山県市選挙公営制度における不正請求問題調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（役割）

第2条 委員会は、以下の役割を担う。

（1） 選挙公営制度にかかる不正請求について、実態の解明を行うために必要な独自の調査を行う。

（2） 市長に対し、本問題への対処のあり方についての提言を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員3人で組織する。

2 委員は、法曹界の者のうち、人格、見識に優れ、中立・公正の立場で客観的に調査等の実施が期待できる別記の者を選任する。

3 委員の任期は、当面、平成19年7月31日までとし、必要であれば延長できるものとする。

4 委員長は、委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第4条 委員会の運営については、委員長に任せるものとする。

2 委員会は、非公開とする。

（報告）

第5条 委員会の結果報告については、平成19年7月下旬を目途とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

（別記）

委員長	森 裕之	弁護士（岐阜市神田町1-1-5 森裕之法律事務所）
副委員長	飯沼 敦朗	弁護士（岐阜市鹿島町1-30 いちい法律事務所）
委員	坂井田 吉史	弁護士（岐阜市若宮町5-12 坂井田法律事務所）